

富山県高齢者保健福祉計画等推進委員会の今後の位置付けについて
(富山県社会福祉審議会への高齢者福祉専門分科会の追加)

1. 要旨

(1) 県高齢者保健福祉計画等推進委員会の役割及び経緯

県高齢者保健福祉計画等推進委員会（以下「推進委員会」という。）は、「学識経験者、保健医療関係者、福祉関係者、被保険者代表者、介護給付等対象サービス利用者、費用負担関係者等からなる介護保険事業計画作成委員会等を開催すること」とした国の基本指針に基づき、介護保険事業が開始した平成12年から審議を実施、以来第5期に至るまで介護保険事業支援計画（以下「支援計画」という。）及び高齢者保健福祉計画（以下「福祉計画」という。）策定について審議を重ねてきた。

(2) より効率的・効果的な審議に向けて

①第6期支援計画等作成に当たっては、地域包括ケアシステム構築に向け、社会福祉に係る幅広い地域資源を効果的に活用することが求められること、②支援計画及び福祉計画は、富山県社会福祉審議会（以下「審議会」という。）が所管する県民福祉基本計画と調和を保って定められることが求められていること等から、より効率的・効果的な調査審議を実施するため、「要綱」設置による推進委員会から、「条例」設置による審議会のもとに「高齢者福祉専門分科会」（以下「分科会」という。）として位置づけることとする。

(参考：平成24年度県行政改革会議からも審議会等の効率的な運営が提言されている)

2. 高齢者福祉専門分科会の概要

(1) 所掌事務

- ①支援計画及び福祉計画の進捗状況の点検
- ②支援計画及び福祉計画の見直し

注) 推進委員会から役割の変更はなし

(2) 委員

①分科会移行に当たっての取扱い

現行の推進委員会委員を、審議会委員の臨時委員として委嘱の上、分科会委員として指名（既に審議会委員である4名については、審議会委員のまま分科会委員に指名）。

「推進委員会」現委員の任期は平成27年4月30日までであることを踏まえ、「審議会」委員の更新時（平成26年9月19日）にも、特段の事情がない限り、再任手続きを実施。

⇒現在の「推進委員会」委員が引き続いて、第6期支援計画及び福祉計画策定を調査審議

②平成26年9月20日以降

審議会委員の任期とあわせ、原則として2年を任期として委嘱及び指名。

3. 富山県高齢者保健福祉計画等推進委員会設置要綱の廃止

富山県高齢者保健福祉計画等推進委員会設置要綱を廃止する要綱
富山県高齢者保健福祉計画等推進委員会設置要綱は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

4. 富山県社会福祉審議会運営規程改正案

旧	新
<p>第2条 (略)</p> <p>2 法第11条第2項の規定に基づき、富山県民福祉条例(平成8年富山県条例第37号)第11条第1項に規定する基本計画について調査審議するため、福祉基本計画専門分科会を置く。</p> <p>3 (略)</p> <p>第3条</p> <p>4 審議会において別段の定めをした場合のほかは、福祉基本計画専門分科会、身体障害者福祉専門分科会及び児童福祉専門分科会の決議をもって審議会の決議とする。</p>	<p>第2条 (略)</p> <p>2 法第11条第2項の規定に基づき、<u>介護保険法第118条に規定される都道府県介護保険事業支援計画および老人福祉法第20条の9に規定される都道府県老人福祉計画</u>について調査審議するため、<u>高齢者福祉専門分科会</u>を、富山県民福祉条例(平成8年富山県条例第37号)第11条第1項に規定する基本計画について調査審議するため、福祉基本計画専門分科会を置く。</p> <p>3 (略)</p> <p>第3条</p> <p>4 審議会において別段の定めをした場合のほかは、<u>高齢者福祉専門分科会</u>、福祉基本計画専門分科会、<u>身体障害者福祉専門分科会</u>及び<u>児童福祉専門分科会</u>の決議をもって審議会の決議とする。</p>

富山県社会福祉審議会の概要

1 設置根拠

社会福祉法（昭和26年法律第45号）第7条第1項

富山県社会福祉審議会条例（平成12年富山県条例第4号）

2 現委員の任期

平成24年9月20日から平成26年9月19日まで

3 委員数

(1) 委員数 26名

(2) 臨時委員数 46名

4 委員名簿

別紙のとおり

5 審議会、専門分科会、部会等の構成

区 分		根拠法規	所 掌 事 務
全 体		法（必置）	社会福祉事業の全分野に関する調査審議
専 門 分 科 会	身体障害者福祉	法（必置）	身体障害者福祉に関する事項の調査審議
	審査部会	令（必置）	身体障害者手帳の等級（障害程度）に関する 審査等の調査審議
	福祉基本計画	法（任意）	福祉に関する基本となる計画の策定及び進 行管理を調査審議
	高齢者福祉	法（任意）	富山県介護保険介護保険事業支援計画及び 富山県高齢者福祉計画の策定及び進行管理 を調査審議
	児童福祉	法（必置）	児童福祉に関する事項の調査審議
	里親審査部会	児令（必置）	里親又は保護受託者の認定等の調査審議
	措置審査部会	児法（必置）	児童相談所が行う措置等の調査審議
民生委員審査		法（必置）	民生委員の適否に関する調査審議

富山県社会福祉審議会委員・臨時委員 所属分科会・部会委員名簿

区分	委員名	役職	全体	身障		基本計画	高齢者福祉	児童		民生	
					審査			里親	措置		
委員	岩田 繁子	県婦人会長	○					○			
	宮田 伸朗	富山国際大学子ども育成学部長	○		○	○			○		
	大上戸 悦子	県看護協会専務理事	○								
	種部 恭子	県医師会常任理事	○					○			
	仲井間 憲成	整形外科センター西能クリニック 整形外科部長	○	○	○						
	福田 孜	前県社会福祉協議会長	○								
	藤口 勝美	元石動高校長	○							○	
	高橋 正樹	県市長会長	○							○	
	米澤 政明	県町村会副会長	○							○	
	矢後 肇	県議会厚生環境委員長	○							○	
	濱崎 浩至	県老人福祉施設協議会副会長	○								
	釜土 美紀	県里親会長	○					○	○		
	加藤 美智子	県老人クラブ連合会副会長	○				○			○	
	小島 伸也	県保育連絡協議会長	○					○			
	高山 礼子	県民生児童委員協議会副会長	○							○	
	竹内 美和子	県母子寡婦福祉連合会長	○					○	○		
	館 勇将	県児童クラブ連合会副会長	○					○	○		
	谷井 晃	県知的障害者福祉協議会長	○					○		○	
	中西 佳子	県聴覚障害者協会理事・女性部事務局長	○	○							
	中西 美雄	県視覚障害者協会会長	○	○							
	中山 信子	県ホームヘルパー協議会長	○			○	○				
	谷口 利一	県身体障害者福祉協会副会長	○	○							
	細川 瑞子	県手をつなぐ育成会理事	○					○	○		
	和田 麗子	県母親クラブ連合会長	○					○	○		
	高木 正樹	公募委員	○								
	岡本 久子	公募委員	○								
	小計	委員 26名	26	4	1	2	3	10	5	2	6
臨時委員	青木 賢樹	県立中央病院神経内科部長		○	○						
	川端 雅彦	県立中央病院内科部長		○	○						
	石川 忠夫	かみいち総合病院主任内科部長		○	○						
	木戸 美奈子	木戸クリニック副院長		○	○						
	杉本 立甫	金沢聖霊総合病院院長		○	○						
	田近 栄司	政岡内科病院副院長		○	○						
	橋本 二美男	県立中央病院副院長・整形外科部長		○	○						
	長谷川 洋	富山城南温泉第2病院院長		○	○						
	高野 治雄	高野整形外科リウマチ科医院院長		○	○						
	山田 均	整形外科センター西能クリニック院長		○	○						
	奥村 廣和	県立中央病院内科部長		○	○						
	將積 日出夫	富山大学医学部耳鼻咽喉科頭頸部外科教授		○	○						
	中道 勇	県歯科医師会専務理事		○	○						
	永野 康巳	県薬剤師会副会長		○	○						
	桑間 直志	富山県産婦人科医会長						○			
	大坪 健	弁護士						○		○	
	本間 一正	県高志リハビリテーション病院嘱託医						○	○	○	
	石原 るり子	県民生児童委員協議会児童福祉推進委員会委員						○		○	
	石黒 厚子	北陸経済研究所主任研究員				○					
	蒲地 誠	北日本新聞社編集局次長・報道本部長				○					
	荒井 公夫	県民福祉推進会議会長				○					
	本川 祐治郎	氷見市長				○					
	石崎 大善	日本青年会議所富山ブロック協議会長				○					
	高柳 功	富山県精神保健福祉協議会長				○					
	惣万 佳代子	富山ケアネットワーク会長				○	○				
	大橋 謙策	富山県福祉推進顧問				○					
	棚田 淳一	北日本新聞社取締役編集局長					○				
	高橋 紘士	国際医療福祉大学大学院教授					○				
	秋山 弘子	東京大学高齢社会総合研究機構特任教授					○				
	山田 由理枝	前県建築士会女性部長					○				
	三谷 順子	県看護協会会長					○				
	笠島 學	県介護老人保健施設協議会長					○				
	馬瀬 大助	県医師会長					○				
	南 真司	南砺市民病院院長					○				
秋山 眞	県慢性期医療協議会長					○					
大島 茂義	県老人福祉施設協議会長					○					
得能 金市	県民生委員児童委員協議会長					○					
高原 啓生	県居宅介護支援事業者連絡協議会長					○					
中川 松枝	前滑川市社会福祉協議会長					○					
長崎 実千代	日本労働組合総連合会富山県連合会執行役員					○					
勝田 登志子	認知症の人と家族の会富山県支部事務局長					○					
徳永 たつ子	県商工会連合会女性部副会長					○					
伊東 尚志	県町村会代表					○					
夏野 修	県市長会代表					○					
大嶋 祥一	公募委員					○					
表 美知子	公募委員					○					
	小計	臨時委員 46名	0	14	14	8	21	4	1	3	0
	合計	計 72名(委員26名、臨時委員46名)	26	18	15	10	24	14	6	5	6

任期 平成24年9月20日～平成26年9月19日

富山県高齢者福祉計画等推進委員会設置要綱

(目的)

第1条 本県の介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施の支援に関する「富山県介護保険事業支援計画」(以下「支援計画」という。)及び高齢者の保健福祉サービスの供給体制の確保等に関する「富山県高齢者福祉計画」(以下「福祉計画」という。)の進捗状況の点検並びに支援計画及び福祉計画の見直しを目的として、富山県高齢者福祉計画等推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議、検討を行う。

- (1) 支援計画及び福祉計画の進捗状況の点検に関すること
- (2) 支援計画及び福祉計画の見直しに関すること
- (3) その他委員会の目的を達成するために必要な事項に関すること

(組織)

第3条 委員会は、委員25名以内をもって組織する。

- 2 委員は、学識経験を有する者、保健・医療、福祉関係者、被保険者代表、費用負担関係者、行政関係者等の中から、知事が委嘱又は任命する。
- 3 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 委員会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は委員が互選し、副会長は会長が指名する。
- 3 会長は会務を総理する。
- 4 会長に事故があるとき又は会長が欠けるときは、副会長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 会長は、会議の議長となる。

- 2 会議には、必要に応じ委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、富山県厚生部高齢福祉課において処理する。

(細則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成12年12月4日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日の前日において、富山県介護保険事業支援計画及び高齢者保健福祉計画策定委員会の委員であった者は、本委員会の委員とみなし、その任期は、第3条第3号の規定にかかわらず、平成13年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年5月1日から施行する。

○富山県社会福祉審議会条例

平成12年3月24日
富山県条例第4号

富山県社会福祉審議会条例を公布する。

富山県社会福祉審議会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、社会福祉法(昭和26年法律第45号。以下「法」という。)第7条第1項に規定する機関の名称、組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(平12条例35・平12条例44・一部改正)

(名称)

第2条 法第7条第1項に規定する機関の名称は、富山県社会福祉審議会(以下「審議会」という。)とする。

(平12条例35・平12条例44・一部改正)

(所掌事務)

第3条 審議会は、法第7条第1項に規定する社会福祉に関する事項及び法第12条第1項の規定による児童福祉に関する事項を調査審議する。

(平12条例35・平12条例44・一部改正)

(組織)

第4条 審議会は、委員35人以内で組織する。

委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(臨時委員)

第5条 審議会に、特別の事項について調査審議する必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

(委員長及び副委員長)

第6条 審議会に委員長及び副委員長1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、それぞれ委員が互選する。

3 委員長は、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 審議会は、委員長が招集する。

2 委員長は、委員の4分の1以上が審議すべき事項を示して招集を請求したときは、審議会を招集しなければならない。

3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

臨時委員は、当該特別の事項について会議を開き、議決をする場合には、前2項の規定の適用については、委員とみなす。

(専門分科会)

第8条 専門分科会に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。

2 各専門分科会に専門分科会長及び専門分科会副会長1人を置く。

3 専門分科会長及び専門分科会副会長は、それぞれその専門分科会に属する委員及び臨時委員が互選する。

4 専門分科会長は、その専門分科会の事務を総理する。

5 専門分科会副会長は、専門分科会長を補佐し、専門分科会長に事故があるときは、その職務を代理する。

6 審議会は、その定めるところにより、専門分科会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

(部会)

第9条 審議会は、専門分科会に、特定の事項に関する調査審議のため、部会を設けることができる。

2 部会に属すべき委員及び臨時委員は、その専門分科会に属する委員及び臨時委員のうちから、委員長が指名する。

3 部会に部会長及び部会副会長1人を置く。

4 部会長及び部会副会長は、それぞれその部会に属する委員及び臨時委員が互選する。

5 前条第4項の規定は部会長に、同条第5項の規定は部会副会長について準用する。

6 審議会は、その定めるところにより、第1項の特定の事項に関して諮問を受けたときは、部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

(庶務)

第10条 審議会の庶務は、厚生部において処理する。

(細則)

第11条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、委員長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(富山県社会福祉審議会の調査審議事項の特例に関する条例の廃止)

2 富山県社会福祉審議会の調査審議事項の特例に関する条例(昭和62年富山県条例第1号)は、廃止する。
(経過措置)

3 この条例の施行の際現に地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律(平成11年法律第87号)第175条の規定による改正前の法第6条第2項の規定により置かれている審議会(次項において「旧審議会」という。)は、第2条の規定による審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

4 この条例の施行の際現に旧審議会の委員である者の任期は、第4条第2項の規定にかかわらず、この条例の施行の日における地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う厚生省関係政令の整備等に関する政令(平成11年政令第393号)第52条の規定による改正前の社会福祉審議会令(昭和38年政令第248号)第1条の規定による旧審議会の委員としての任期の残任期間とする。

附 則(平成12年条例第35号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成12年条例第44号)抄

○(施行期日)

1 この条例は、平成13年1月6日から施行する。

富山県社会福祉審議会運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、富山県社会福祉審議会条例（平成12年富山県条例第4号。以下「条例」という。）第11条の規定に基づき、富山県社会福祉審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(専門分科会の設置)

第2条 社会福祉法（昭和26年法律第43号。以下「法」という。）第11条第1項の規定により民生委員審査専門分科会及び身体障害者福祉専門分科会を置く。

2 法第11条第2項の規定に基づき、富山県民福祉条例（平成8年富山県条例第37号）第11条第1項に規定する基本計画について調査審議するため、福祉基本計画専門分科会を置く。

3 法第12条第2項の規定により児童福祉専門分科会を置く。

(専門分科会の会議)

第3条 専門分科会は、専門分科会長が招集する。

2 専門分科会は、その専門分科会に属する委員及び臨時委員の過半数の出席がなければ、これを開き、議決をすることができない。

3 専門分科会の議事は、出席した委員及び臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、分科会長の決するところによる。

4 審議会において別段の定めをした場合のほかは、福祉基本計画専門分科会、身体障害者福祉専門分科会及び児童福祉専門分科会の決議をもって審議会の決議とする。

(部会の設置)

第4条 身体障害者専門分科会に審査部会を置き、次に掲げる事項について調査審議するものとする。

(1) 身体障害者の障害程度の審査

(2) 身体障害者福祉法第15条第1項に規定する医師の指定

(3) 障害者自立支援法第54条第2項に規定する指定自立支援医療機関（更生医療に限る）の指定又は指定の取消

2 児童福祉専門分科会に次の各号に掲げる部会を置き、当該各号に掲げる事項について調査審議するものとする。

(1) 里親審査部会 里親の認定及びその取消に関する事項

(2) 児童福祉措置審査部会 次に掲げる事項

ア 児童相談所が行う入所措置等に関する事項

イ 児童虐待を受けた児童がその心身に著しく重大な被害を受けた事例の分析に関する事項

ウ 被措置児童等虐待に関する事項

エ 一時保護の継続に関する事項

オ 里親等委託中又は施設入所中の児童等に関する監護に関する事項

(部会の会議)

第5条 部会の会議については、第3条の規定を準用する。この場合において、同条第

- 1 項及び第3項中「専門分科会長」とあるのは、「部会長」と読み替えるものとする。
- 2 前条第1項の事項について意見を求められたときは、同項に規定する審査部会の決議をもって審議会の決議とする。
- 3 前条第2項第1号の事項について意見を求められたときは、同号に規定する里親審査部会の決議をもって審議会の議決とする。
- 4 前条第2項第2号の事項について意見を求められたときは、同号に規定する児童福祉措置審査部会の決議をもって審議会の議決とする。

(委員長等が欠けた場合の互選)

第6条 委員長又は副委員長が欠けた場合には次の審議会において委員の、各専門分科会長又は副会長が欠けた場合には次の各専門分科会においてその専門分科会に属する委員及び臨時委員の、各部会長又は部会副会長が欠けた場合には次の各部会においてその部会に属する委員又は臨時委員の、それぞれの互選によってそれぞれを定める。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、富山県厚生部厚生企画課において処理する。

(細則)

第8条 この規程に定めるもののほか、審議会の運営その他について必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この規程は、平成13年1月10日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年5月31日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年12月3日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年2月24日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年12月11日から施行する。

(社会福祉法より関係条文抜粋)

第二章 地方社会福祉審議会

(地方社会福祉審議会)

第七条 社会福祉に関する事項(児童福祉及び精神障害者福祉に関する事項を除く。)を調査審議するため、都道府県並びに地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下「中核市」という。)に社会福祉に関する審議会その他の合議制の機関(以下「地方社会福祉審議会」という。)を置くものとする。

2 地方社会福祉審議会は、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長の監督に属し、その諮問に答え、又は関係行政庁に意見を具申するものとする。

(委員)

第八条 地方社会福祉審議会の委員は、都道府県又は指定都市若しくは中核市の議会の議員、社会福祉事業に従事する者及び学識経験のある者のうちから、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長が任命する。

(臨時委員)

第九条 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、地方社会福祉審議会に臨時委員を置くことができる。

2 地方社会福祉審議会の臨時委員は、都道府県又は指定都市若しくは中核市の議会の議員、社会福祉事業に従事する者及び学識経験のある者のうちから、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長が任命する。

(委員長)

第十条 地方社会福祉審議会に委員の互選による委員長一人を置く。委員長は、会務を総理する。

(専門分科会)

第十一条 地方社会福祉審議会に、民生委員の適否の審査に関する事項を調査審議するため、民生委員審査専門分科会を、身体障害者の福祉に関する事項を調査審議するため、身体障害者福祉専門分科会を置く。

2 地方社会福祉審議会は、前項の事項以外の事項を調査審議するため、必要に応じ、老人福祉専門分科会その他の専門分科会を置くことができる。

(地方社会福祉審議会に関する特例)

第十二条 第七条第一項の規定にかかわらず、都道府県又は指定都市若しくは中核市は、条例で定めるところにより、地方社会福祉審議会に児童福祉に関する事項を調査審議させることができる。

2 前項の規定により地方社会福祉審議会に児童福祉に関する事項を調査審議させる場合においては、前条第一項中「置く」とあるのは、「児童福祉に関する事項を調査審議するため、児童福祉専門分科会を置く」とする。

(政令への委任)

第十三条 この法律で定めるもののほか、地方社会福祉審議会に関し必要な事項は、政令で定める。